

政 企 第 2 号

平成15年7月14日

広島県分権改革推進審議会会長 様

広 島 県 知 事



分権改革推進プログラムの策定について（諮問）

このことについて、広島県分権改革推進審議会設置条例第2条第1項の規定によって、次のとおり諮問します。

諮 問

地方分権の一層の推進を図る観点から、分権型行政システムの構築への道筋を明らかにするとともに、県の行財政の健全かつ効率的な運営や、都道府県合併等も視野に入れた新たな県の在り方などについて、調査審議を求めます。